

平成 26 年度新規環境改善調査研究課題の公募について

平成 26 年 4 月 15 日
独立行政法人環境再生保全機構
予防事業部担当理事 藏重 徹雄

独立行政法人環境再生保全機構大気汚染の影響による健康被害の予防に関する調査研究課題の公募に関する取扱要領（平成 17 年細則第 1 号）第 4 条の規定に基づく調査研究の対象となる分野及び調査研究計画書の提出期限について以下のとおり公表します。

1. 調査研究の対象となる分野

課題 1：局地的な大気汚染地域の大気汚染の改善に関する調査研究

課題 2：幹線道路沿道の微小粒子状物質（PM2.5）対策に資する調査研究

2. 調査研究計画書の提出期限

平成 26 年 4 月 15 日（火）から平成 26 年 5 月 16 日（金）午後 6 時までに必着又は持参のこと。

3. その他

目的、予算規模、調査研究計画書の提出方法、調査研究課題の採択等については、別添書類を参照して下さい。

(別添)

1. 目的、調査研究期間及び予算の規模等

(1) 目的

公害健康被害の補償等に関する法律における旧第一種指定地域（以下「旧指定地域」という。）を中心とする地域の大气汚染の改善を通じ、地域住民の健康確保につながる高い効果が見込める事業の実施が求められている。

このため、旧指定地域を中心とする地域における交差点や幹線道路沿道等の局地的な大气汚染地域の大气汚染の改善に関する調査研究を実施するとともに、今日的な大气汚染の知見の蓄積に向けた課題についての調査研究を実施する。

(2) 調査研究期間及び予算の規模

最長3年間（最長平成28年度まで） 評価の結果等により短くなる場合もある。

7,000～8,000万円程度

上記予算規模は全ての採択課題の調査研究期間を通じた予算の総額とする。なお、課題毎の予算は必ずしも上記予算規模の按分にはならない。

(3) 調査研究の対象となる分野

1) 課題1：「局地的な大气汚染地域の大气汚染の改善に関する調査研究」

調査研究は、以下の①若しくは②の条件を満たすものとする。

なお、ここでいう大气汚染とは、窒素酸化物、浮遊粒子状物質又は微小粒子状物質等による大气汚染をいう。

① 自動車 NO_x・PM 法における総量削減計画の目標達成及びその評価・検証に資する調査研究

「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」（以下「自動車 NO_x・PM 法」という。）第6条及び第8条の規定に基づき定められた自動車排出窒素酸化物等の総量の削減に関する目標（※）について、自動車 NO_x・PM 法対象地域に属する公害健康被害予防事業助成金交付要綱別表第2に含まれる地方公共団体（以下「助成事業対象地方公共団体」という。）の目標達成及びその評価・検証に資する調査研究を行うこと。

なお、実施にあたっては助成事業対象地方公共団体の協力を得るものとする。

※平成27年度までにすべての監視測定局における二酸化窒素及び浮遊粒子状物質に係る大気環境基準を達成、平成32年度までに対象地域内で環境基準を確保することを目標としている。

② 局地的な大气汚染対策に係る調査研究のレビューに関する調査研究

昭和63年から平成25年度までに実施した環境再生保全機構の過去の調査研究について、体系整理及びレビューを行い、調査研究の成果の取りまとめを行うとともに、これまでの成果を一連のモデルとした局地的な大气汚染対策パッケージの提案や、国及び地方公共団体が実

施してきたこれまでの日本の大気環境施策との関連性や位置付けについての考察をまとめるなど、今後の局地的大気汚染対策の実施や日本の施策研究における活用に向けた提案をまとめること。

なお、過去の調査研究については、別添資料を参照のこと。

2) 課題 2: 「幹線道路沿道の微小粒子状物質 (PM2.5) 対策に資する調査研究」

平成 21 年 9 月に環境基準が設定された微小粒子状物質 (PM2.5) については、まだまだ環境基準の達成率が低い状況であり、特に、幹線道路沿道の濃度が高い傾向が見られる。そのことから、沿道付近の高濃度地域の大気環境の改善及び健康被害の予防に資することを目的として、予防事業対象地域内の幹線道路沿いを中心に調査を行い、沿道付近の PM2.5 の実態把握に関する調査研究を行うこと。

《参考》

○機構が過去に実施した大気環境の改善分野に関する調査研究について

機構が過去に実施した大気環境の改善分野に関する調査研究の一部については、以下の機構ホームページでも公表していますので、ご参照ください。

<http://www.erca.go.jp/yobou/taiki/research/index.html>

○公害健康被害予防事業助成金交付要綱別表第 2(第 3 条関係)

千葉県、千葉市、東京都、千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、江戸川区、神奈川県、横浜市、川崎市、静岡県、富士市、愛知県、名古屋市、東海市、三重県、四日市市、大阪府、大阪市、堺市、豊中市、吹田市、守口市、八尾市、東大阪市、兵庫県、神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、岡山県、倉敷市、玉野市、備前市、福岡県、北九州市、大牟田市

(4) 採択予定課題数

3 課題程度

2. 調査研究計画書の提出方法

(1) 応募に当たり提出が必要となる調査研究計画書は、添付資料に示された様式に従い、作成に当たっては記載例を参考にして下さい。

(2) 提出方法は下記①、②のいずれかとします。

①郵送又は持参

正本 1 部、副本 10 部、電子媒体 (応募書類の電子ファイル一式を記録した CD-ROM 等) 1 枚を提出期限までに以下の宛先へ郵送又は持参いただきます。

・提出先: 〒212-8554

神奈川県川崎市幸区大宮町 1310 番 ミューザ川崎セントラルタワー8F

独立行政法人環境再生保全機構 予防事業部 事業課
平成 26 年度新規環境改善調査研究課題公募担当宛

- ・電子媒体：調査研究課題名、申請者名を明記すること。

②電子メール

提出期限までに、以下の通り応募書類の電子ファイル一式を電子メールに添付し送信いただくとともに、正本（紙媒体）1部を郵送又は持参いただきます。

- ・電子メールの送信先アドレス：koubo@erca.go.jp
- ・宛先：独立行政法人環境再生保全機構 予防事業部 事業課
平成 26 年度新規環境改善調査研究課題公募担当
- ・メール件名：平成 26 年度新規環境改善調査研究課題公募
- ・添付ファイル名：調査研究計画書（申請者名）
- ・添付ファイルの容量：上限 1MB 程度
- ・正本の提出先：〒212-8554

神奈川県川崎市幸区大宮町 1310 番

ミューザ川崎セントラルタワー8F

独立行政法人環境再生保全機構 予防事業部 事業課

平成 26 年度新規環境改善調査研究課題公募担当宛

(3) 提出に当たってのその他の留意事項

- ① 電子媒体又は電子メールの添付ファイルで提出する電子ファイルは、Microsoft Word (Windows OS 対応、拡張子 doc 又は docx) で作成・提出して下さい。フォントについては、一般的に用いないものを使用しないで下さい。
Apple Computer 社製パソコン及び OS (以下、Mac) で応募書類を作成した場合、文字化け等で文書が読み取れない場合がありますので、応募書類は Windows OS で作成をお願いします。Mac で作成したものを送信し、当方で文字化けを起こした場合、不受理とし、機構では責任を持ちません。
- ② 提出する電子ファイルは、応募書類一式を 1 つのファイルとして下さい。応募書類を複数のファイルに分割して提出した場合、その後の扱い（様式の一部欠損等）に関し、機構は責任を持ちません。
- ③ 提出する電子ファイルは、自動解凍ファイル等の圧縮ファイルとせず、電子ファイルの容量自体を極力小さくするような工夫をして下さい。
- ④ 電子ファイルにマクロ等の機能を付与しないで下さい。このようなファイルは速やかに破棄・削除させていただきます。
- ⑤ 電子メールの添付ファイルで提出した場合、受信後受領通知のメールを送信します。記入間違い・記入漏れがあった場合、問題点を指摘したうえで返信します。この時点では受領となりませんのでご注意ください。必要な訂正を行った上で、再度送信いただき、指摘箇所が修正されていることを機構が確認した時点で受領通知のメールを送信します。締切日時は、記入間違い等の訂正による再提出も含めた締切日時です。締切直前に送信されて記入間違い・記入漏れがあった場合、問題点は指摘しますが、訂正版の提出が締切日時を越えると一切受領できませんので、余裕をもって提出下さい。

機構へ送信後、数日しても何らかの返信がない場合、送信過程でのトラブルの可能性がります。電話にてお問い合わせ下さい（電話番号は末尾参照）。なお、電話での連絡なしに最初送信したファイル（修正版を含む）を二重に送信しないで下さい。重複応募として排除します。その場合、機構は一切の責任を負いません。

⑥ 調査研究計画書は日本語で作成することとします。

3. 研究課題の審査、採択及び通知について

(1) 審査・採択について

審査は非公開で、以下の手順で行います。提出された書類・電子ファイル等の返却は行いません。

①資格・要件審査

応募書類について、調査研究課題、調査研究課題に係る代表者の要件を機構が事前審査を行います。その際、公募する研究分野に該当しない場合、「大気汚染の影響による健康被害の予防に関する調査研究課題の公募に関する取扱要領」に規定される応募資格を満たしていないなど、明らかに要件を満たしていないものは、以降の審査を行わないものとします。

②書面審査（事前評価）

上記①の資格・要件審査を通過した応募書類について、外部の有識者により構成される環境改善調査研究評価委員会による書面審査（事前評価）を行います。

③研究課題の決定

採択すべき調査研究課題は、上記②の事前評価を受けて予防事業部担当理事が決定します。なお、採択に当たって、研究チームの構成等に条件が付与される場合があります。

(2) 審査基準

応募された調査研究課題について、下記の点から総合的に審査します。

- ① 大気環境改善対策への貢献度
- ② 研究計画の適正さ
- ③ 研究成果目標（目的）の明確性、的確性
- ④ 内容の独自性
- ⑤ 社会・経済に対する貢献度

(3) 審査結果の通知について

採択された課題の調査研究計画書申請者に対して、調査研究課題採択通知書により通知します。

4. その他

(1) 応募資格

本公募に応募できる者の資格は添付資料③「大気汚染の影響による健康被害の予防に関する調査研究課題の公募に関する取扱要領」に記載されている「応募資格」とおりとします。

ただし、次の者を除きます。

- ①当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者。

②契約事務取扱細則第5条の規定に該当する者。

《参考》契約事務取扱細則（抄）

（一般競争に参加させないことができる者）

第5条 契約担当職等は、次の各号の一に該当すると認められる者を、その事実があった後2年間一般競争に参加させないことができる。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

(1) 契約の履行に当たり故意に工事、製造若しくは調査を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為その他信義則に反した行為をした者

(2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者

(3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

(4) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

(5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

(6) 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

2 契約担当職等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争に参加させないことができる。

3 第1項の実施に関して必要な事項は、別に定めるものとする。

(2) 著作権等

本調査研究で作成したシステム及びマニュアル等の著作権等の無体財産権は当機構に帰属し、公害健康被害予防事業における他の用途において、無償で使用できるように措置することとします。

(3) 研究課題の評価の実施について

採択された調査研究については、毎年度機構外の学識経験者により構成される調査研究評価委員会により評価を実施することとします。評価の客観性・透明性の確保のために、調査研究の実施にあたり、第三者からなる検討会・委員会等を設ける場合は、検討委員等には機構の環境改善調査研究評価委員は含めないこととします。

(4) 研究成果の取扱い

研究者は、毎年度の調査研究終了時に調査研究成果報告書を20部作成し、機構に提出していただきます。また、調査研究成果発表会（毎年1回開催）にて、研究成果を発表していただきます。

(5) 委託費の不正使用及び不正受給

委託費の不正使用または不正受給を行った場合、これらに関与した研究者等に対し、「独立行政法人環境再生保全機構大気汚染の影響による健康被害の予防に関する調査研究における委託費の不正使用及び不正受給に係る委託費の執行停止、応募資格の制限及び委託費の返還等に関する達」による措置を適用します。

(6) 問い合わせ方法

公募全般に関する問い合わせは、極力、電子メールにてお願いします。ただし、応募課題の提出メールとの区別を容易にするため、電子メールの件名(題名)は「公募問い合わせ(環境改善分野)」としていただきますようお願いします。

独立行政法人環境再生保全機構 予防事業部 事業課 公募担当

E-mail : koubo@erca.go.jp

(7) 添付資料

以下の資料が添付されています。

- ① 応募書類様式
- ② 応募書類様式記載例
- ③ 大気汚染の影響による健康被害の予防に関する調査研究課題の公募に関する取扱要領
- ④ 公害健康被害予防事業及び地球環境基金事業に係る委託契約事務取扱要領
- ⑤ 独立行政法人環境再生保全機構大気汚染の影響による健康被害の予防に関する調査研究における委託費の不正使用及び不正受給に係る委託費の執行停止、応募資格の制限及び委託費の返還等に関する達
- ⑥ 委託契約書(案)

(8) 契約情報の公表

① 落札及び随意契約の公表

契約を締結したときは、後日、当該契約情報を当機構のホームページにおいて公表します。

② 「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」に伴う公表

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針(平成22年12月7日閣議決定)において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について、情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のホームページで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくようご理解とご協力をお願いいたします。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなしますので、ご了承ください。

ア. 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- 1) 当機構において役員を経験した者(役員経験者)が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者(課長相当職以上経験者)が役員、顧問等として再就職していること
 - 2) 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること
- ※ 予定価格が一定の金額を超えない契約や光熱水費の支出に係る契約等は対象外

イ. 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

- 1) 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当機構における最終職名
- 2) 当機構との間の取引高
- 3) 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨 3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
- 4) 一者応札又は一者応募である場合はその旨

ウ. 当方に提出していただく情報

- 1) 契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）
- 2) 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

エ. 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則72日以内（4月に締結した契約については原則93日以内）

③「資格停止措置等」の公表

独立行政法人環境再生保全機構契約事務取扱細則第5条第3項により資格停止措置を受けた者は、資格停止業者名等を当機構ホームページにより公表します。

<本件担当>

〒212-8554

神奈川県川崎市幸区大宮町1310番 ミューザ川崎セントラルタワー8F

独立行政法人環境再生保全機構 予防事業部 事業課 米原、田巻

TEL : 044-520-9572 FAX : 044-520-2134

E-mail : koubo@erca.go.jp